

報告第一号

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された  
損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

右の報告をする。

平成二十三年二月十二日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された損害賠償額の決  
定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により  
指定された損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条  
第二項の規定により報告する。

法律上の義務に関する損害賠償額の決定

六	五	四	三	二	一	区分
豊島区東池袋三丁目 タクシー会社	杉並区高円寺南三丁目在住 男性	杉並区阿佐谷北五丁目在住 女性	杉並区南荻窪一丁目在住 男性	杉並区和泉三丁目在住 女性	杉並区成田東五丁目在住 女性	相手方
平成二十二年六月二十八日	平成二十二年六月十一日	平成二十二年四月二十一日	平成二十二年三月十八日	平成二十一年十二月四日	平成二十一年十月十三日	事故日
杉並区阿佐谷南一丁目	中野区中央五丁目	杉並区阿佐谷北一丁目	杉並区阿佐谷南一丁目	杉並区和泉三丁目	杉並区阿佐谷南一丁目	場所
庁有車	清掃車	庁有車	庁有車	清掃車	庁有車	区側
タクシー	自転車	自転車	小型乗用車	小型乗用車	自転車	相手側
接触	接触	接触	接触	接触	接触	状況
物損	人身	人身	物損	物損	人身	内容
二〇、九六七円	四一〇、三三九円	六四、七一五円	一三七、二八八円	二七、七一七円	一三八、五六二円	決定額

八	七	区分
杉並区成田西二丁目在住 男性	杉並区本天沼三丁目在住 男性	相手方
平成二十二年十一月二十四日	平成二十二年十月五日	事故日
杉並区成田西二丁目	杉並区本天沼三丁目	場所
清掃車	庁有車	車両等
門柱	塀・石塊	相手側
接触	接触	状況
物損	物損	内容
四〇、八〇〇円	七八、三三〇円	決定額